

事故発生防止のための指針

JCHO 群馬中央病院附属介護老人保健施設

2023年6月2日作成

1 事故発生防止に関する基本的な考え方

当施設は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努めます。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修（訓練）を実施し、必要な知識の習得に努めます。

2 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、介護事故発生の防止等に取り組むにあたって、「安全対策委員会」を設置します。

①設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供することを目的とします。

②安全対策委員会の構成委員と安全対策責任者の選任

安全対策責任者は、構成委員から選任することとする。

- ・ 施設長
- ・ 支援相談員
- ・ 看護職員
- ・ 介護職員
- ・ リハビリ職員
- ・ その他必要に応じ委員を指名する。

③委員会における役割分担

施設長

- ・ 安全対策における諸課題等の最高責任者
- ・ 安全対策の統括責任者

医師

- ・ 医療行為への対応
- ・ 看護職員との連携

支援相談員、介護支援専門員

- ・医療機関、家族との連絡調整
- ・家族の意向にあったケアの確立

看護職員、介護職員

- ・医師との連携（主に看護職員）
- ・利用者の尊厳を理解する
- ・利用者の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- ・利用者・家族とのコミュニケーションを十分に行う
- ・利用者の疾患による行動特性を理解する
- ・正確な記録ができるように確認、指導を行う
- ・カンファレンスなどを活用し、職員へ周知する

リハビリ職員

- ・機能的側面からの専門的な指導
群馬中央病院医療安全管理室（アドバイザー）
- ・医療安全に係る専門的な知識を持ち、老健での介護事故の事例や検討事項などについて相談・指導を行う
- ・さらに専門的な見解が必要な場合は、精神科医などへの相談調整を行う

④安全対策委員会の開催

定期的に1ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行います。

事故発生時等必要な際は、随時委員会を開催します。

⑤委員会の役割

ア) マニュアルの整備

介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

イ) インシデントレポートの分析及び再発防止策の検討

インシデントレポートを分析し、事故発生防止の為に再発防止策を検討します。

ウ) 再発防止策の周知徹底

イ)によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

⑥事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、安全対策委員長とします。

3 介護事故の防止のための職員研修（訓練）に関する基本方針

安全対策委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修（訓練）を、以下のとおり実施します。

- ①定期的な研修の実施（年2回以上）
- ②新任職員への研修の実施
- ③その他必要な研修の実施
- ④実施した研修についての実施内容（資料）及び出席者の記録と保管

4 インシデントレポートの分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して職員の懲罰を目的としたものでないことに留意します。

①報告手順の確立

インシデントレポートを作成し、報告手順を確立します。

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告します。

②事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討します。

③改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底します。

④防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価します。

5 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合には、定められた手順の通り速やかに対応します。

① 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

② 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「インシデントレポート報告書」で、速やかに報告します。

③ 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族、必要に応じて保険者等に事故の状況等について報告します。

④ 群馬県等への報告

群馬県等への報告対象事故の場合は、速やかに定められた様式で報告します。

⑤ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

6 介護事故対応等に係る苦情解決方法

- ① 介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 対応の結果は相談者にも報告します。

7 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

8 その他介護事故の発生の防止の推進のために必要な基本方針

- ① 生活リスク等の発見・把握のための予防措置を講じるよう努めます。
- ② 苦情・相談対応体制を活用し、家族の声を介護等事故の発生の防止に役立てます
- ③ 介護事故防止対策マニュアルは、最新の知見に対応するよう定期的に改定を行います。